財務二)

(号外)
独立行政法人国立印刷局

示

目

○国債の発行等に関する省令第五条第 短期国債の発行条件等を告示 十一項の規定に基づき発行した割引

○国債の発行等に関する省令第五条第 ○国債の発行等に関する省令第六条第 国債の発行条件等を告示 十一項の規定に基づき発行した利付 国債の発行条件等を告示(同三~八) 十一項の規定に基づき発行した利付

同九~一一)

〇弁理士法施行規則第六条第三号及び ○国債の発行等に関する省令第七条第 第七号の経済産業大臣が認める者を 定めた件 (経済産業三) 三項の規定に基づき発行した割引短 |国債の発行条件等を告示( 同一二)

○建築士法の規定に基づき、 務所の開設者がその業務に関して請 建築士事

1

める件 (国土交通一五)

四

求することのできる報酬の基準を定

告

会社決算公告 地方公共団体 会社その他 間変更、弁理士登録関係 行旅死亡人、 公示送達関係

公公 告

0

 $\triangleright$ 

諸 事 項

裁判所 破産、 免責、 再生関係

特殊法人等 業技術総合研究所特定計量器型式承 事業年度財務諸表、独立行政法人産 独立行政法人理化学研究所平成十九 中日本高速道路株式会社工事区

挰

用等 振替法の適

機関は日本銀行とする。 用を受けるものとし、その振替 成十三年法律第七十五号。以下 「振替法」という。)の規定の適

法 価格を競争に付して行われる入 「国債市場特別参加者・第Ⅰ非 を定めるものによる発行(以下 場特別参加者ごとに応募限度額 であって、 競争入札と同時に行われる入札 争入札発行」という。)及び価格 う。)による発行 (以下「価格競 札(以下「価格競争入札」とい 財務大臣が各国債市 † = <u>+</u>

入価格 税 行争 争非者特国 入価・別債 札格第参市 発競 I 加場 各申込みのうち応募価格の高い ものからその応募額を順次割り 込みの応募額を割り当てる。 各国債市場特別参加者ごとの応 募限度額の範囲内において各申

入価 札格 発競 行争 額面金額で一兆三千九百六十四 億八千万円

六

発

行

額

1

告

亦

額面金額で千三十五億円

○財務省告示第二号

、平成二十年十二月二十二日に発行した割引短期国 債の発行条件等を次のとおり告示する。 省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、 平成二十一年一月七日 国債の発行等に関する省令 (昭和五十七年大蔵

号名 称及び記 割引短期国庫債券(第四百四十 二 回 ) 財務大臣 中川 昭

の法発 条律行 項及び根 そ拠 社債等の振替に関する法律 (平 九年法律第二十三号) 第四十六 特別会計に関する法律(平成十

> 九 八

発 入価 札格 発 行争 発行価格 行 日

四

発 行

方

「争非者特国 入価・別債 札格第参市 発競 I 加場

価募 格入 平均 償還期限 十五銭九厘

償還金額 償還金を支払う。

当たるときは、その翌営業日に

十十五四

五

価格競争入札発行」という。)

者入 札 参加 場元 所金 払 払込期日 平成二十年十二月二十二日 財務大臣から通知を受けた者

平成二十年十二月十五日に発行した利付国債の発 省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、 行条件等を次のとおり告示する。 平成二十一年一月七日

財務大臣

中川

昭

払込金額 入価 札格 発競 行争 行争非者特国 入価・別債 札格第参市 発競 I 加場 千三十億四千三百五十六万五千 八万四千六百円 一兆三千九百三億二千二百三十

七

1

行争非者特国 入価・別債 札格第参市 発競 I 加場 円

額最低額面金 千万円

振 替単位 の記載又は記録は、最低額面金 振替法の規定による振替口座簿 額の整数倍の金額によるものと

平成二十年十二月二十二日

十五銭二厘以上のそれぞれの応 額面金額百円につき九十九円五

額面金額百円につき九十九円五 募価格 十五銭九厘

平成二十一年十二月二十一日 ただし、償還期が銀行休業日に 額面金額百円につき九十九円五

○財務省告示第三号 国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵 日本銀行 額面金額百円につき百円 0